

北名古屋市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第12項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和2年3月10日

北名古屋市監査委員 大 野 真 一

北名古屋市監査委員 大 野 厚

2北防第 47号

令和2年3月2日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一 様

北名古屋市監査委員 大 野 厚 様

北名古屋市長 長 瀬 保

(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和2年1月31日付け2北監第4号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

<防災交通課>

1 【指摘事項】

(1) 支出事務について

事務処理において軽微な誤りが散見するため、適正な事務の執行に努めること。

2 【措置状況】

(1) 事務処理において、チェックや確認を確実に実行し、適正な事務の執行に努めます。